

斜里町議会の保有する個人情報の保護に関する条例について

1. 現状

現在の個人情報保護制度では個人情報を取り扱う主体ごとに、民間事業者では個人情報保護法、国の行政機関では行政機関個人情報保護法、独立行政法人については独立行政法人等個人情報保護法として3本の法律で定められており、このほかに地方公共団体では個人情報保護条例が定められている。

このような中、国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民、地域の枠を超えたデータの利活用が活発化してきている現状から、団体ごとの個人情報保護に係る法制の相違がデータ流通の支障となるという問題も生じている。このことから個人情報保護制度全般の見直しが行われることとなった。

2. 見直しの概要

令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに伴って個人情報保護法が改正されることとなり、これまでの個々の法律（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）が改正後の個人情報保護法に統合されることとなり、それぞれの機関における個人情報の取扱いについて共通のルールが規定された。しかし、議会においては「国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされない」として地方公共団体の機関から適用除外となったため、議会独自のルール設定として条例の制定が求められることとなった。

3. 条例作成における考え方

内閣官房による個人情報保護制度の見直しに関する最終報告では「議会については、国会や裁判所がその対象となっていないこととの整合を図るため、新制度の適用の対象とはしないこととするが、現実的には個人情報の保護に関する条例等の対象となるため、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる」とされた。このため議会独自の条例制定が必要となり、実際に条例を制定するにあたっては、改正後の法律である「個人情報保護法」の第5章を参考にすることとされている。

また、今回制定する条例については罰則規定を設ける必要があるという事から、条例制定に際しては検察庁との協議（事前審査）を受けることが必要とされている。

4. 実際の条例作成について

改正後の個人情報保護法との整合性を勘案して、新法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するように作成する。

具体的には全国の三議長会（都道府県、市議会、町村議会）が連携して作成した例文（案）

を基に各団体の実情と照らし合わせて作成する。

また、今回の条例作成に際しては事前に検察庁の審査を受ける必要があるが、これについては、独自での作成とはならないため、罰則規定については、議長会からの例文(案)のままでの審査を受けることとされている。

また、実際の作成にあたっては次の点に留意することとされている。

◆個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関しては、差異が生じないようにする。

◆議会の個人情報の対象としては、基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定（各議員が取得する個人情報は想定していない）している。

5. 制定する条例

斜里町議会の保有する個人情報の保護に関する条例

6. 条例の主な内容

第1章 総則（第1条－第3条）

個人情報の適切な取扱いや個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や、氏名、住所などの個人情報の定義及び議会の責務について規定。

第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）

個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定。

第3章 個人情報ファイル等（第17条）

個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務等記録簿について規定。

第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条－第46条）

個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定。

第5章 雑則（第47条－第51条）

保有個人情報の適用除外などの雑則について規定。

第6章 罰則（第52条－第56条）

職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定。

7. 関連する条例

- ・斜里町個人情報保護法施行条例（3月定例会議上程～令和5年4月1日施行を予定）
- ・斜里町個人情報保護審査会条例（3月定例会議上程～令和5年4月1日施行を予定）

8. 施行期日

令和5年4月1日